解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

宮崎県宮崎市佐土原町上田島八一九二番地一

特定非営利活動法人おひさまとまんさく

清算人　日髙　淳

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

宮崎県西都市大字右松二三〇六番地

株式会社秋月組

代表清算人　秋月　芳郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

鹿児島市南林寺町五番一号

有限会社松原殖産

清算人　原田　義人

解散公告

当社は、令和七年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

沖縄県那覇市辻一―一六―九サングリーンビル一階

株式会社ＨＡＮＡ

代表清算人　周　卓斌

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

福岡市南区大楠一丁目六番

サンハイツ大楠住宅管理組合法人

清算人　太田　進

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十二月三十一日開催の社員総会の決議、並びに佐賀県知事の認可により、令和七年三月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

佐賀県伊万里市大坪町丙一五五一番地四

医療法人浦上歯科医院

清算人　浦上多果子

解散公告（第二回）

当組合は、令和六年七月十五日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

神戸市東灘区岡本一丁目五番一四号

岡本クレセントハイツマンション建替組合

代表清算人　株式会社ハンドインハンド

代表取締役　橋谷　惟子

解散公告（第二回）

当法人は、令和四年五月十一日開催の責任役員会並びに総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

島根県邑智郡邑南町雪田五〇一番地

宗教法人長源寺

代表清算人　津田　浩子

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年八月二十二日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

兵庫県丹波篠山市上宿三二〇番地一

医療法人社団天野歯科医院

清算人　天野　佳子

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

奈良県生駒市俵口町九五番八

セントポリア生駒団地管理組合法人

清算人　藤本　幸代

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年五月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

広島市西区古田台二丁目一三番一八号

農事組合法人フルエ農場

清算人　西本　幸男

解散公告（第三回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

広島県庄原市東城町加谷六〇一番地一

農事組合法人岩神さん

清算人　古家　初巳

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月十八日福岡地方裁判所行橋支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

福岡県築上郡築上町大字真如寺一一〇六番地

宗教法人真如寺

清算人　弁護士　河合　洋行

連絡先　北九州市小倉北区田町一四番二八号　ロイヤービル六階　ひびき法律事務所

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年四月九日曽於市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

鹿児島県曽於市末吉町二之方一九八〇番地

清算法人末吉町土地改良区

代表清算人　濱田　勲

第63期決算公告

令和７年６月６日　札幌市東区北５条東５丁目１番地11

株式会社北海道日立

代表取締役　田中　一雄

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,037,214	流動負債	2,376,052
固定資産	705,686	（賞与引当金）	(161,600)
		固定負債	86,970
		（退職給付引当金）	(48,381)
		（その他引当金）	(1,945)
		株主資本	2,279,878
		資本金	242,400
		資本剰余金	241,600
		利益剰余金	1,795,878
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,775,878
		（うち当期純利益）	(425,364)
		評価・換算差額等	0
資産合計	4,742,900	負債・純資産合計	4,742,900